

1. 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設(以下「養成施設」という。)について、厚生大臣の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書とその設置予定地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について厚生大臣の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (3) 都道府県知事は、養成施設設置計画書又は定員変更計画書を厚生大臣に進達するに際しては、当該養成施設の設置又は定員の増加の適否に関し意見を付されたいこと。

2. 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(以下「指定規則」という。)第2条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3. 教員に関する事項

- (1) 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とすること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

4. 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級または卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

5. 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。

(3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

(4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けていると共に、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができる。

6. 教室及び実習室等に関する事項

(1) 理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室

学生定員1人当たり1.65 m²以上であること。

イ 講堂

(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(イ) 暗幕設備を有すること。

ウ 図書室

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室

(ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台(学生定員20人の場合)を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 装具加工室

(エ) 水治室

(オ) 日常動作訓練室

和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。

台所(車椅子用・立位用)・風呂・洗面所・便所及び押し入りの設備を有すること。

(カ) ロッカールーム又は更衣室

(2) 作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書室・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) 木工室

(イ) 金工室

(ウ) 陶工室

(エ) 織物室

(オ) 手工芸室

- (カ) 絵画室
- (キ) レクリエーション室
- (ク) 装具加工室
- (ケ) 日常動作訓練室
- * (ク)については、理学療法士養成施設と同様とする。

7. 教育上必要な機械器具等に関する事項

- (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。
- (2) 教育上必要な専門図書(洋書を含む)は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては、作業療法関係図書をそれぞれ20種を超えて100冊以上を整備していること。
学術雑誌(外国雑誌を含む)は、20種以上を整備していること。

8. 実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。
- (4) 実習施設には実習を行なううえで必要な機械器具を備えていること。

9. その他

- (1) 入学金・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
 - (2) 事務管理を適正、かつ、確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。
 - (3) 指定規則第7条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。
-

別添1-1 理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	(小計)	(14)	
専門基礎 分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	12	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。
	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	2	国民の保健医療福祉の推進のために理学療法士が果たすべき役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	(小計)	(26)	
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法の枠組みと理論を理解し、系統的な理学療法を構築できる能力とともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	5	理学療法における評価の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関する知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	障害の予防と治療の観点から、種々の障害に必要な知識と技術を習得する。
	地域理学療法学	4	患者及び障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	18	社会的ニーズの多様化に対応した臨牀的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につける。 学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
	(小計)	(53)	
	合計	93	

別添1-2 作業療法士養成施設

教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活 (小計)	14 (14)	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
専門基礎分野 人体の構造と機能 及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリ テーションの理念 (小計)	12 12 2 (26)	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。 健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。 国民の保健医療福祉の推進のために作業療法士が果たす役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
専門分野 基礎作業療法学 作業療法評価学 作業治療学 地域作業療法学 臨床実習 (小計)	6 5 20 4 18 (53)	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程について必要な知識と技術を習得し、職業倫理を高める態度を養う。 作業療法の過程における作業療法評価（職業関連評価を含む）の枠組みについての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、各疾患、各障害への作業の適応について知識と技術を修得し、対象者の自立生活を支援するために必要な問題解決能力を養う。 家庭生活、地域生活、職業関連生活等における作業行動の形成について、各障害に即した地域ケア活動を展開するための能力を養う。 社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
合計	93	

別添2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量
動物解剖器具	2人で1
解剖台	4人で1
人体解剖用スライド	1
* 骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上	
血圧計	2人で1
* 各種	
聴診器	2人で1
心電図計測用具一式	2
* モニターを含む	
心筋動物実験用具	4人で1
スパイロメーター	20人で1
呼気ガス分析装置一式	1
* 酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの	
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	1
筋電図計測用具一式	1
* 2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付き	
神経筋動物実験用具一式	10人で1
* オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等	
神経検査器具一式	4人で1
* 打腱器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等	
視力表	1
色盲表	1
トレッドミル	1
* 角度調節可能なもの	
自転車エルゴメーター	10人で1
ハンドエルゴメーター	1
マスターステップテスト	1
マルチン人体測定器一式	10人で1
顕微鏡	10人で1
* 油浸集光器付	
ストップウォッチ	2人で1
メトロノーム	10人で1
医薬品保管用冷蔵庫	1
他用途記録装置	1
重心動揺分析装置	1
運動解析装置	1

品名	数量
検査測定・治療台	2人で1
* 高さ等調節式数台を含む	
体温計	1
表面温度計	10人で1
タイマー	5人で1
体脂肪測定器具	5人で1
形態測定器具一式	
* 身長計、体重計、座高計等	
メジャー	1
関節角度計一式	各種
ピンチメーター一式	各種
握力計一式	各種
背筋力計	1
パネ秤	1
筋機能解析装置	1
時値計	1
* クロナキシメーター	
起立訓練ベット	1
姿勢鏡	1
バランスボード	1
平行棒	2種
* 丸パイプ式、平板式各1台	
階段一式	1
スロープ	1
歩行器	5種
* 各種、歩行車を含む	
杖	6種
* 各種	
プラットホームマット	20人で1
* 180 cm × 120 cm × 40 cm	
体位排痰訓練台	20人で1
マット	2人で1
電動式ギャッチベッド	1
バルーン	3種
* 小児用大・中・小各1	
ロール	3種
* 大・中・小各1	
三角マット	3種
* 大・中・小各1	
プッシュアップ台	3種
* 大・中・小各1	
重錘バンド	各種2セット
砂袋	各種2セット

品名	数量	品名	数量
鉄亜鉛	各種2セット	掃除用具一式	1
オーバーヘッドフレーム	1	ラップボード	3
滑車	4人で1	ポータブル便器	3種
助木	1	* 各種	
ローラーチェアー	10人で1	標準型車椅子	4人で1
足関節矯正用ウェッジ式	1	車椅子	5種
* 角度 20, 15, 10, 5度	各一對	* 手押し型、リクライニング型、スポーツ型、	
バイオフィードバック機器	1	パギー型、その他各種調整付等	
弾性包帯各種一式	5人で1	電動車椅子	1
歩行介助用ベルト	10人で1	* 4輪型、各種コントローラー付	
高さの異なる台	4種	サスペンションスリング	2
* 40, 30, 20, 10 cm		* 車椅子用、椅子用各1	
ホットパック	各3	アームスリング	3種
* 大・中・小・頸椎用		* 各種	
ホットパック加温器	1	腕可動支持器	10人で1
パラフィン加温器	1	* 左・右用各1	
極超短波治療器	1	トランスファーボード	4人で1
超音波治療器	1	リフター	
赤外線治療器	1	2種	
紫外線治療器	1	* 各種	
レーザー治療器	1	台所ユニット(車椅子用)	1
コールドバック	4人で1	バスユニット(車椅子用)	1
コールドバック冷却器	1	洗面台(車椅子用)	1
バイブレーター	10人で1	入浴用補助用具一式	1
電気刺激治療器	20人で1	* シャワーチェアー、手摺りを含む	
頸椎けん引装置	1	ギブス用具一式	1組
腰椎けん引装置	1	* ギブス台、カッター、ギブスはさみを含む	
保護眼鏡	4人で1	義足及び各部品	各種1
水温計	10人で1	* 教育に必要なものを揃える	
部分浴槽	4種	義手及び各部品	各種1
* 上肢用2、下肢用1、坐浴用1		* 教育に必要なものを揃える	
水治訓練用大型浴槽	1	装具・スプリント及び部品	各種1
* ハバードタンクで可		* 教育に必要なものを揃える	
渦流浴装置	1	座位保持装具一式	1
気泡浴装置	1	装具制作用具一式	5人で1
極低温治療器具	10人で1	作業台	10人で1
* スプレー式で可		視聴覚教材各種	各1
電気冷蔵庫	1	レントゲンフィルムビューアー	1
電気洗濯機	1	鍵盤楽器	1
電話機	3種	パーソナルコンピュータ	4人で1
* ブッシュホン式、福祉電話等			
調理道具一式	1		
改造衣類一式	1		

(注)各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	品名	数量
動物解剖器具	2人で1	ろくろ	
解剖台	4人で1	電動	4人で1
人体解剖用スライド	1	手回し	4人で1
* 骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上		絵つけ用	4人で1
血圧計	2人で1	陶工用小道具一式	4人で1
* 各種		絵つけ用用具一式	4人で1
聴診器	2人で1	電動ボール盤	1
心電図計測用具一式	2	手動木工用具一式	4人で1
* モニターを用含む		* 各種	
心筋動物実験用具	4人で1	電動式木工用具一式	4人で1
スパイロメーター	20人で1	* 各種	
呼気ガス分析装置一式	1	作業台	4人で1
* 酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの		七宝炉	1
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	1	* 学生数に合わせて整備	
筋電図計測用具一式	1	金工用具一式	4人で1
* 2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付き		* 各種	
神経筋動物実験用具一式	10人で1	卓上織器	4人で1
* オシロスコープ、記録計、プレアンブ刺激装置等		床上織器	1
神経検査器具一式	4人で1	織物付属品一式	4人で1
* 打腱器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等		* 整経台、糸巻き器等	
視力表	1	革細工用具一式	4人で1
色盲表	1	モザイク用具一式	4人で1
トレッドミル	1	絵画用具一式	4人で1
* 角度調節可能なもの		園芸用具一式	4人で1
自転車エルゴメーター	10人で1	検査測定・治療台	2人で1
ハンドエルゴメーター	1	* 高さ調節式数台含む	
マスターステップテスト	1	上肢機能検査器具	10人で1
マルチン人体測定器一式	10人で1	* 3種	
顕微鏡	10人で1	形態測定器具一式	
* 油浸集光器付		* 身長計、体重計、座高計等	
ストップウォッチ	2人で1	メジャー	1
メトロノーム	10人で1	関節角度計一式	各種
医薬品保管用冷蔵庫	1	ピンチメーター一式	各種
多用途記録装置	1	握力計一式	各種
重心動揺分析装置	1	背筋力計	1
運動解析装置	1	表面温度計	4人で1
木工台	4人で1	視野計	1
電気炉	1	フリッカー	10人で1
* 学生数に合わせて整備		発達検査器具	10人で1
		* 3種以上	
		知覚・認知検査器具	10人で1
		* 3種以上	

品名	数量	品名	数量
心理検査器具	10人で1	手指義手	1
* 3種以上、知能検査を含む		* 完成用部品を含む	
サンディング用具一式	10人で1	作業用義手	1
* ボード、ブロック、テーブルを含む		* 完成用部品を含む	
砂袋一式	10人で1	但し各部品の共用は可	
* 各種		義手チェックアウト用具一式	4人で1
バイオフィードバック機器	10人で1	義足及び各部品	各種1
姿勢鏡	1	* 教育に必要なものを揃える	
作業療法用音響再生装置一式	1	スプリント	10種以上
スポーツ用具一式	1	* 手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、	
* 各種		ナックルベンダー、テノデーシススプリント、	
娯楽ゲーム一式	1	肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、	
* 各種		夜間スプリント等	
運動遊具一式	10人で1	スプリント制作用具一式	4人で1
* 各種		* 電熱器、ヒートガンを含む	
玩具一式	10人で1	ギブス用具一式	1組
* 各種		* ギブス台、カッター、ギブスはさみを含む	
実習モデル人形	10人で1	各種装具及び各部品	各種1
* 小児		* 教育に必要なものを揃える	
障害者パーソナルコンピュータ	各種	日常家具一式	1
義手		電気冷蔵庫	1
上腕義手・能動式	1	電気洗濯機	1
* 完成用部品を含む		電動式ギャッチベッド	1
上腕義手・装飾用	1	電話機	3種
* 完成用部品を含む		* ブッシュホン式、福祉電話等	
肩義手・装飾用	1	調理道具一式	10人で1
* 完成用部品を含む		* 食器を含む	
肩義手・能動式普通用	1	改造衣類一式	10人で1
* 完成用部品を含む		掃除用具一式	1
肩義手・能動式肩甲鎖	1	ラップボード	3
* 完成用部品を含む		ポータブル便器	3種
骨切除用		* 各種	
前腕義手・能動式	1	標準型車椅子	4人で1
* 完成用部品を含む		車椅子	5種
前腕義手・装飾用	1	* 手押し型、リクライニング型、スポーツ型、	
* 完成用部品を含む		バギー型、その他各種調整付等	
手義手・能動式	1	電動車椅子	1
* 完成用部品を含む		* 4輪型、各種コントローラー付	
手義手・装飾用	1	サスペンションスリング	2
* 完成用部品を含む		* 車椅子用、椅子用各1	
手部義手	1	アームスリング	3種
* 完成用部品を含む		* 各種	

2 模型及び標本

品名	数量
自助具	40種以上
* 食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等	
腕可動支持器	10人で1
* 左・右用各1	
トランスファーボード	4人で1
リフター	2種
* 各種	
杖	6種
* 各種	
歩行器	5種
* 各種、歩行車を含む	
台所ユニット（車椅子用）	1
バスユニット（車椅子用）	1
洗面台（車椅子用）	1
入浴用補助用具一式	1
* シャワーチェア、手摺りを含む	
環境制御装置一式	1
コミュニケーションエイド	2種
製図用具一式	4人で1
職業適正検査器具	3
* 労働省編等	
視聴覚教材各種	各1
レントゲンフィルムビューアー	1
鍵盤楽器	1
パーソナルコンピュータ	4人で1

品名	数量
人体骨格標本	
全身組立	10人で1
全身個別	4人で1
人体解剖模型	1
呼吸器模型	1
気管支肺血管分岐模型	1
心臓模型	1
血管系模型	1
脳模型	1
脊髄横断模型	1
末梢神経系模型	1
感覚器模型	1
聴覚模型	1
視覚模型	1
関節種類模型	1
筋模型	1
上肢	2
下肢	2

(注)各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。